

議第142号

京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月19日提出

京都市長 梶本 頼 兼

京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

京都市会議員期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月27日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市会議員期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

市会議員の期末手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。